

## 建設工事指名競争入札における業者指名運用基準の改正 について

本市が発注する建設工事の入札参加者の指名について、透明性・公平性・専門工事業者の受注機会を確保するため、下記のとおり業者指名運用基準の改正を行うこととしました。

### 1. 改正する業者指名運用基準（2基準）

#### ① 設計金額（消費税込み）500万円未満の管工事・水道施設工事指名競争入札における指名基準

- ・等級別発注標準及び建設工事入札参加資格者名簿により当該工事金額に対応する等級に属する有資格者であること。
- ・千曲市内に主たる営業所（本社・本店等）を有している者であること。
- ・千曲市内に主たる営業所（本社・本店等）を有し、基準日（毎年5月1日）現在において千曲市内での営業実績が2年以上ある者であること。

#### 改正

- ・「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「舗装」、「塗装」、「造園」、「解体」工事には入札参加希望登録していない者であること。
- ・指名する業者の数は、3者以上とする。
- ・千曲市建設工事入札制度合理化対策要綱第16条に掲げる事項を勘案して指名するものとする。

#### ② 設計金額（消費税込み）500万円未満の造園工事指名競争入札における指名基準

- ・等級別発注標準及び建設工事入札参加資格者名簿により当該工事金額に対応する等級に属する有資格者であること。
- ・千曲市内に主たる営業所（本社・本店等）を有している者であること。
- ・千曲市内に主たる営業所（本社・本店等）を有し、基準日（毎年5月1日）現在において千曲市内での営業実績が2年以上ある者であること。

#### 改正

- ・造園工事のみに入札参加希望登録している者であること。
- ・指名する業者の数は、3者以上とする。
- ・千曲市建設工事入札制度合理化対策要綱第16条に掲げる事項を勘案して指名するものとする。

### 2. 適用時期 令和2年5月1日以降に指名通知する案件から適用